

# 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会個人情報保護規程

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会個人情報保護規程（令和2年4月1日施行）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 個人情報の取得・利用(第5条—第9条)
- 第3章 個人データの安全・適正な管理(第10条—第15条)
- 第4章 個人データの漏えい等の報告等(第16条・第17条)
- 第5章 個人データの第三者提供の制限(第18条—第20条)
- 第6章 本人関与(第21条—第27条)
- 第7章 異議の申出等(第28条・第29条)
- 第8章 特定個人情報に関する特則(第30条—第35条)
- 第9章 雑則(第36条・第37条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益の保護及び人格の尊重を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 2 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 3 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。
  - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴（DNA、容貌、声帯、指紋等）を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 対象者ごとに異なるものとなるように個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、被保険者証の記号番号等）
- 4 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じ

ないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であって、次の各号のいずれかの記述等が含まれるものをいう。

- (1) 本人の人種、信条又は社会的身分
  - (2) 病歴
  - (3) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること
  - (4) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（次号において「健康診断等」という。）の結果
  - (5) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
  - (6) 犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実
  - (7) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
  - (8) 本人を、非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと
- 5 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。
- (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 6 この規程において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。
- 7 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 8 この規程において「保有個人データ」とは、本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のものをいう。
- (1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの
  - (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
  - (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
  - (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- 9 この規程において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- 10 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 11 この規程において「特定個人情報ファイル」とは、保有特定個人情報を含む情報の集合物であって、

一定の事務の目的を達成するために特定の保有特定個人情報コンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

- 12 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。  
(本会の責務及び職員等の守秘義務)

第3条 本会は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 本会は、個人情報保護に関する方針を、別表のとおり定め、本会がどのような姿勢で個人情報保護に取り組むかを宣言するとともに、窓口での掲示やホームページへの掲載等で周知に努めるものとする。
- 3 本会の役員、職員その他の従業者及び本会の定款に定められた部会又は委員会及び評議員選任・解任委員会の部員又は委員（以下「職員等」という。）は、職務上若しくは活動上知り得た個人情報をみだりに他人に開示し、又は正当な目的以外に使用してはならない。
- 4 前項による職員等の義務は、その職を退いた後も存続する。  
(個人情報保護管理責任者)

第4条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行なわせるものとする。

- 2 管理責任者は、本会会長（以下「会長」という。）の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理の実施、職員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 3 管理責任者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 4 管理責任者は、本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した職員から報告があったときは、その内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

## 第2章 個人情報の取得・利用

(利用目的の特定)

第5条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものとする。

(利用目的による制限)

第6条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

- 2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 法令、茅野市条例又はこれらに基づく行政通知等（以下「法令等」という。）に基づく場合
  - (2) 出版、報道等により公にされている場合
  - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼ

すおそれがあるとき。

(適正な取得)

第7条 個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

2 要配慮個人情報は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 所在不明、その他の事由により、本人から取得することができない場合

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事業で本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められる場合、又は事業の性質上本人から取得したのでは事業の適正な執行に支障が生じると認められる場合

(7) 当該要配慮者個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、国内若しくは外国の放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関、著述を業として行う者、大学その他の学術研究を目的とする機関・団体又はそれらに属する者、宗教団体、政治団体により公開されている場合

(8) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(9) 第18条第2項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受ける場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 第5条第2項の規定により利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(不適正な利用の禁止)

第9条 個人情報、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはならないものとする。

### 第3章 個人データの安全・適正な管理

(データ内容の正確性の確保等)

第10条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第11条 本会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のために必要な措置として、次に掲げる適切な措置を講じる。

- (1) 個人情報保護に関する規程の整備及び公表
- (2) 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- (3) 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
- (4) 雇用契約締結時における個人情報保護に関する規程の整備
- (5) 従業者等に対する教育研修の実施
- (6) 物理的安全管理措置
- (7) 技術的安全管理措置
- (8) 個人データの適切な保存
- (9) 不要となった個人データの廃棄及び消去

(従業者等の監督)

第12条 本会は、従業者等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者等に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託先の監督)

第13条 本会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人データを適切に取り扱っている事業者を委託先に選定するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託等に伴う措置)

第14条 本会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先との契約書に明記することにより、個人データの保護に関して委託先に次に掲げる義務を課すものとする。

- (1) 第11条に定めるのと同様の安全管理措置を講じること
- (2) 従業者等の監督
- (3) 委託した事業の再委託の禁止
- (4) 委託した事業を遂行する目的以外の個人データの使用禁止
- (5) 個人データの複写及び複製の制限
- (6) 個人データの取扱い状況の定期的な報告及び説明
- (7) 個人データの取扱い状況を委託者が確認することに応じること
- (8) 個人データの取扱いが適切でない場合に委託者による改善の申入れに応じること
- (9) 守秘義務（従業者等がその職を退いた後を含む。）
- (10) 個人データの第三者提供の制限
- (11) 個人データの返還及び廃棄若しくは消去
- (12) 事故発生時における報告及び適切な措置
- (13) その他会長が必要と認める事項

2 この規程に違反したことにより、本会に損害が生じた場合には、当該違反した委託先に対して損害賠償を請求することがある。

(受託者等の責務)

第15条 本会から個人情報を取り扱う事業を受託した者(以下「受託者」という。)は、前条に基づき個人情報の漏えい、滅失及び毀損防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の受託事業に従事している者又は従事していた者(以下「従事者等」という。)は、その事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に開示し、又は不当な目的に使用してはならない。

3 前項による従事者等の義務は、その職を退いた後も存続する。

#### 第4章 個人データの漏えい等の報告等

(漏えい等事案に対する措置)

第16条 本会は、個人データの漏えい等又はそのおそれのある事案(以下「漏えい等事案」という。)が発覚した場合は、漏えい等事案の内容に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じる。

(1) 管理責任者その他の責任者への報告及び被害の拡大防止

(2) 事実関係の調査及び原因の究明

(3) 前号で把握した事実関係による影響範囲の特定

(4) 第2号の結果を踏まえた再発防止策の検討及び実施

(漏えい等事案の報告及び本人への通知)

第17条 本会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして、次に掲げる漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護委員会に報告する。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 本会は、前項に規定する漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を本人に通知し、それ以外の漏えい等事案が生じたときは、当該事案の内容等に応じて、適宜に本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本会は、漏えい等事案が生じたときは、速やかに、本会ホームページにてその概要、原因、再発防止策等を公表する。ただし、実質的に本人の権利利益が害されていないと認められる場合、公表することにより被害の拡大につながるおそれがある場合など、当該事案の内容等に応じて、公表の全部又は一部を省略することができる。

#### 第5章 個人データの第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第18条 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 出版、報道等により公にされている場合

- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
    - (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
    - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
    - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
  - 3 前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。  
(第三者提供に係る記録の作成等)

第19条 個人データを第三者（第2条第6項ただし書に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項の本人の同意を得ている旨
  - (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
  - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - (4) 当該個人データの項目
- 2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成するものとする。
  - 3 第1項の記録は、その作成日から3年間保存する。  
(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第20条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行う。ただし、当該個人データの提供が第18条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項第1号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により行い、前項第2号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により行う。
  - 3 本会は、第1項の規定による確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成する。
    - (1) 本人の同意を得ている旨（個人情報取扱事業者以外の第三者から個人データの提供を受けた場合を除く。）

- (2) 第1項各号に掲げる事項
  - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - (4) 当該個人データの項目
- 4 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成するものとする。
- 5 第3項の記録は、その作成日から3年間保存する。

## 第6章 本人関与

(保有個人データに関する事項の公表等)

第21条 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 本会の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (2) 全ての保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
  - (3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第23条第1項若しくは第24条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続（第27条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
  - (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
  - (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項
- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第22条 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げるいずれかの方法による開示を請求することができる。

- (1) 電磁的記録の提供による方法
- (2) 書面の交付による方法

2 本会が前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、前項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

3 本会が第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

4 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）以外の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保

有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、当該法令の規定に定めるところによる。

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第19条第1項及び第20条第3項の記録（以下「第三者提供記録」という。）について準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの  
(訂正等)

第23条 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 本会が前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

3 本会が第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

(利用停止等)

第24条 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データが第6条若しくは第9条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第7条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 本会が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データが第18条第1項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 本会が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データを当本会が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第17条第1項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データ利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 本会が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 本会が第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第25条 本会が、第21条第3項、第22条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第23条第3項又は前条第7項の規定により、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示請求等に応じる手続)

第26条 第21条第2項の規定による求め又は第22条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第23条第1項若しくは第24条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者は、本会に対し、本会所定の保有個人データ開示等請求書を提出しなければならない。

2 開示請求等をする者は、本会に対し、自己が当該開示請求等に係る保有個人データの本人であることを証する書面を提出又は提示しなければならない。

3 本会は、本人に対し、開示請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本会は、本人が容易かつ確実に開示請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

4 開示請求等は、本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人、又は開示請求等を行うことにつき本人が委任した代理人によって行うことができる。

5 前項の代理人によって開示請求等をするときは、当該代理人は、本会に対し、その代理権限を証する書面を提出しなければならない。

(手数料)

第27条 本会が第21条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第22条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 前項に規定する手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めるものとし、細則で定める。

## 第7章 異議の申出等

(異議の申出)

第28条 開示等の請求者(請求者が代理人の場合は、当該請求にかかる本人を含む)は、開示決定等に異議があるときは、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本会に対して書面により異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。ただし、開示決定等があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、この限りでない。

- 2 異議申出があった場合には、本会は、当該異議申出の対象となった開示決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。
- 3 前項の回答に係る決定は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で行うものとする。
  - (1) 異議申出が第1項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるとき。
  - (2) 開示等決定（開示請求に係る保有個人データの全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る保有個人データの全部を開示することとするとき。
  - (3) 訂正等決定（訂正請求の全部を容認して訂正を行う旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る訂正請求の全部を容認して訂正を行うこととするとき。
  - (4) 利用停止等決定（利用停止請求の全部を容認して利用停止を行う旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止を行うこととするとき。
  - (5) 異議申出が、当該異議申出を行った者によって既に行われた他の開示決定等に対する異申出と同一の内容のものであって、当該他の開示決定等に対する異議申出について、現に本会が審査会に意見を聴いているとき、又は既に審査会が本会に対し意見しているとき。

（苦情対応）

第29条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な解決に努めるものとする。

- 2 本会は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第8章 特定個人情報に関する特則

（特定個人情報の適正な取得）

第30条 本会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を取得してはならない。

- 2 本会は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報を取得するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって取得しなければならない。

（特定個人情報の利用目的の特定）

第31条 本会は、番号法第19条各号のいずれかに該当して本人から直接当該本人の特定個人情報を取得するときは、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 2 第8条第4項の規定は、前項の規定により特定個人情報を取得するときに準用する。この場合において、同条第4項中「前三項の」とあるのは、「第31条第1項の」と読み替えるものとする。

（特定個人情報の安全管理措置）

第32条 本会は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 本会は、利用する必要がなくなったときは、当該特定個人情報を遅滞なく消去しなければならない。

（特定個人情報の利用目的による制限）

第33条 本会は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により特定個人情報を利用したとき（本人の同意があったときを除く。）は、遅滞なくその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の権利利益

を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(特定個人情報の第三者提供の制限)

第34条 本会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 第33条第3項の規定は、番号法第19条第16号に該当して特定個人情報を提供したとき（本人の同意があったときを除く。）について準用する。

(特定個人情報の利用停止等)

第35条 何人も、自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、当該各号に定める措置を本会に請求することができる。

(1) 第30条若しくは第31条第1項の規定に違反して取得され、若しくは第32条第2項の規定に違反して消去されていないとき、第33条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 前条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

## 第9章 雑則

(罰則及び損害賠償)

第36条 本会は、この規程に違反した職員を社会福祉法人茅野市社会福祉協議会正規職員就業規則、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会嘱託職員就業規則、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会日給職員就業規則及び社会福祉法人茅野市社会福祉協議会時給職員就業規則に基づき、懲戒処分の対象とする。

2 この規程に違反したことにより、本会に損害が生じた場合には、当該違反した職員（又は職員であった者）に対して損害賠償を請求することができる。

(委任)

第37条 この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附則（令和元年10月30日）

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会個人情報保護規程（平成17年4月1日施行）（以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規程により開示・訂正・削除・利用中止等の請求を行っている場合は、新規程により申出等があったものとし、継承する。

附則（令和4年8月19日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則（令和5年3月13日）

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の前に改正前の規程により、開示・訂正・削除・利用中止等の請求を行っている場合は、この規程により請求等があったものとし、継承する。

別表（第3条第2項関係）

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 本会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 本会は、個人情報を事業目的達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な方法で取得します。
- 3 本会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その範囲内でのみ個人情報を利用します。利用目的を変更する場合には、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、その内容を本人に通知、または公表します。
- 4 本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。なお、特定個人情報については本人の同意の有無に関わらず、関係法令に基づき許容される範囲を除き第三者に提供しません。
- 5 本会は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 本会が行う、個人番号及び特定個人情報の利用目的は以下のとおりです。
  - (1) 本会役職員以外の個人に係る個人番号関係事務
    - ・報酬・料金等の支払調書作成事務
    - ・不動産の使用料等の支払調書作成事務
  - (2) 本会役職員（その扶養家族を含む）に係る個人番号関係事務
    - ・源泉徴収関連事務等
  - (3) 本会が成年後見人、保佐人又は補助人になる個人に係る個人番号関係事務
    - ・法人後見業務に係る事務
  - (4) 本会と日常生活自立支援事業等委任契約を締結している個人に係る個人番号関係事務
    - ・契約に基づく日常生活自立支援事業等に基づく事務
- 7 本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの請求があった場合には速やかに対応します。
- 8 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 9 本会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を整備するとともに、役職員の個人情報保護に関する意識の向上に努めます。
- 10 本会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを本会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

令和2年4月1日制定

令和5年4月1日改正

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会  
会長 今井 敦